

令和8年 第6回

戸田市教育委員会定例会

令和8年6月18日

戸田市教育委員会

第6回教育委員会（定例会）次第

- 1 開会
- 2 前回の会議録の承認
- 3 教育委員提案 別添 資料 1のとおり
- 4 報告事項 別添 資料 2のとおり
- 5 議事 ページ
 - (1) 専決処理事項の報告
 - 報告第 4号 令和8年度の組織改編に伴う戸田市学校情報セキュリティポリシーの改定
について【秘密会】…………… 1
 - 報告第 5号 生涯学習課が所掌する各委員会における委員の委嘱について…………… 1 4 3
- 6 その他
 - (1) 次回の教育委員会の日程（案）
令和8年7月15日（水）午前9時30分～
 - (2) その他
- 7 閉会

戸田市立図書館運営協議会委員名簿

| 選出区分 | 委員 | 任期 |
|------|--------------------------------------|-----------------|
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (戸田市立小・中学校長会) | R8.4.1～R10.3.31 |
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校) | R8.4.1～R10.3.31 |
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (戸田第一幼稚園) | R8.4.1～R10.3.31 |
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (戸田市社会福祉協議会) | R8.4.1～R10.3.31 |
| 2号委員 | 家庭教育向上に資する活動を行う者 (おはなし玉手箱ほか) | R8.4.1～R10.3.31 |
| 3号委員 | 学識経験者 (十文字学園女子大学) | R8.4.1～R10.3.31 |
| 4号委員 | 公募市民 (会社員) | R8.4.1～R10.3.31 |

戸田市立図書館条例

昭和58年3月28日

条例第3号

改正 昭和58年9月22日条例第27号

昭和61年3月1日条例第13号

昭和61年6月20日条例第24号

昭和63年3月31日条例第4号

平成10年3月9日条例第8号

平成13年3月27日条例第19号

平成14年3月13日条例第18号

平成17年6月28日条例第33号

平成21年6月23日条例第19号

平成24年3月27日条例第18号

平成26年9月30日条例第36号

平成30年6月29日条例第26号

令和元年10月1日条例第22号

(設置)

第1条 市民の文化、教養、調査研究、レクリエーションに資するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、戸田市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|---------------|
| 戸田市立中央図書館 | 戸田市大字新曽1707番地 |

2 戸田市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に次の分館、分室及び配本所を置く。

| 名称 | 位置 |
|----------------|-----------------|
| 戸田市立図書館上戸田分館 | 戸田市上戸田2丁目21番1号 |
| 戸田市立図書館下戸田分室 | 戸田市下前1丁目2番20号 |
| 戸田市立図書館美笹分室 | 戸田市美女木5丁目2番地の16 |
| 戸田市立図書館下戸田南分室 | 戸田市川岸2丁目4番8号 |
| 戸田市立図書館戸田公園駅前配 | 戸田市本町4丁目15番11号 |

本所

(管理)

第3条 図書館は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 図書館は、法第3条に規定する事項及び教育委員会が必要と認める事業を行う。

(職員)

第5条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は定めることができる。

| 区分 | 休館日 |
|-------------------------------------|---|
| 戸田市立中央図書館、戸田市立図書館下戸田分室及び戸田市立図書館美笹分室 | (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。以下同じ。） (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内で教育委員会が定める日。以下同じ。） |
| 戸田市立図書館上戸田分館 | (1) 毎月の第3月曜日（その日が休日である場合を除く。） (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) 特別整理期間 |
| 戸田市立図書館下戸田南分室 | (1) 毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日（その日が休日である場合を除く。） |

| | |
|------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) 特別整理期間 |
| 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸田市行政センター条例(平成22年条例第1号)第7条の表アの項に規定する戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (2) 特別整理期間 |

(損害賠償)

第7条 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。)、設備又は器具その他の物品を破損し、汚損し、又は紛失した者は、現品若しくはその代替品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(図書館運営協議会)

第8条 図書館の円滑な運営を図るため、図書館に戸田市立図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に図書館の管理に関する次の業務を行わせることができる。

- (1) 図書館の利用に関する業務
- (2) 図書館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合において、第6条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者の申出を受け、教育委員会」とする。

(指定管理者の指定等)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、最も適切な管理を行うことができるかと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

(管理の基準及び協定の締結)

第11条 指定管理者は、次に掲げる基準により、図書館の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令を遵守し、適正に図書館の運営を行うこと。
- (2) 図書館の施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 教育委員会は、前項各号に規定するものその他の図書館の管理運営等に必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する施設に関する事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務等の報告等)

第13条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第14条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第33号で昭和58年11月30日から施行)

附 則(昭和61年条例第13号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第8号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第18号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第33号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第19号)

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第18号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第36号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第4条、第7条及び第9条の改正規定並びに第9条を第15条とし、第8条の次に6条を加える改正規定(第10条及び第11条第2項を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 第1条中第2条第2項の表の改正規定 平成27年8月24日

附 則(平成30年条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(戸田市行政センター条例の一部改正)

2 戸田市行政センター条例(平成 22 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和元年条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市立図書館条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

(戸田市立郷土博物館条例の一部改正)

3 戸田市立郷土博物館条例(昭和 58 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

戸田市立郷土博物館協議会委員名簿

| 選出区分 | 委員 | 任期 |
|------|------------------------------------|-------------------|
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (戸田市文化財保護審議会委員) | R8.4.1 ~ R10.3.31 |
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (戸田市文化財保護審議会委員) | R8.4.1 ~ R10.3.31 |
| 1号委員 | 学校教育・社会教育関係者 (戸田市立新首北小学校長) 新任 | R8.4.1 ~ R10.3.31 |
| 2号委員 | 家庭教育向上に資する活動を行う者 (笹目東小の米づくり指導者) | R8.4.1 ~ R10.3.31 |
| 3号委員 | 学識経験者 (鳥類専門家、彩湖自然学習センター野鳥観察会講師) | R8.4.1 ~ R10.3.31 |
| 3号委員 | 学識経験者 (元小学校長) | R8.4.1 ~ R10.3.31 |
| 4号委員 | 公募市民 (戸田歴史ガイドの会会長) | R8.4.1 ~ R10.3.31 |

戸田市立郷土博物館条例

昭和58年3月28日

条例第4号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 郷土博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| | |
|----|---------------|
| 名称 | 戸田市立郷土博物館 |
| 位置 | 戸田市大字新曽1707番地 |

2 郷土博物館に、次の分館を置く。

| | |
|----|---------------|
| 名称 | 彩湖自然学習センター |
| 位置 | 戸田市大字内谷2887番地 |

(管理)

第3条 郷土博物館は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 郷土博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）

第3条に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。

(職員)

第5条 郷土博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）

(4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）

(5) その他教育委員会が必要と認めた日

(入館料等)

第7条 郷土博物館の入館料及び施設使用料は、無料とする。ただし、郷土博物館が期間を定めて特別の資料を展示した場合においては、教育委員会は別に入館料の額を定め、これを徴収することができる。

2 前項ただし書きに規定する入館料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 郷土博物館資料(法第3条第1項第1号に掲げる博物館資料をいう。)若しくは設備、器具等を破損、汚損又は紛失した者は、相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第9条 法第23条第1項に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 公募による市民

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第25号)

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 34 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 19 号）

この条例は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 22 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

7月教育委員会関係[会議]日程表

| 日 | 曜日 | 会議名 | 内 容 | 時 間 | 場 所 | 主管課 |
|----|----|---------------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------|
| 1 | 水 | | | | | |
| 2 | 木 | | | | | |
| 3 | 金 | 戸田市児童生徒作品展運営委員会 | 児童生徒作品展実施に向けての協議 | 15:30～16:30 | オンライン | 教育政策室 |
| 4 | 土 | | | | | |
| 5 | 日 | | | | | |
| 6 | 月 | | | | | |
| 7 | 火 | | | | | |
| 8 | 水 | 第2回戸田市小中学校生徒指導委員会 | 市内各学校の生徒指導主任による情報交換 | 15:30～16:30 | 教育センター | 教育政策室 |
| 9 | 木 | | | | | |
| 10 | 金 | | | | | |
| 11 | 土 | | | | | |
| 12 | 日 | | | | | |
| 13 | 月 | | | | | |
| 14 | 火 | 3市隣接中学校生徒指導研究協議会 | 3市隣接中学校間の生徒指導上の問題について情報交換並びに協議 | 15:00～16:30 | 川口市立青木会館 | 教育政策室 |
| 15 | 水 | | | | | |
| 16 | 木 | | | | | |
| 17 | 金 | | | | | |
| 18 | 土 | | | | | |
| 19 | 日 | | | | | |
| 20 | 月 | | | | | |
| 21 | 火 | | | | | |
| 22 | 水 | | | | | |
| 23 | 木 | ものづくり研修会 | レーザー加工機等のデジタル技術と連動させたものづくりについて学ぶ | 13:30～16:30 | ものづくり大学 | 教育政策室 |
| 24 | 金 | インクルーシブ教育推進研修 | インクルーシブ教育に係る研修 | 13:30～16:30 | 教育センター | 教育政策室 |
| | | 戸田市小学校体育実技伝達講習会 | 体育指導法に係る講習 | 9:30～12:00 | 戸田市スポーツセンター | 教育政策室 |
| | | 戸田・蕨学校警察連絡協議会夏季研修会 | 生徒指導上の学校・地域・家庭の連携に向けた講演 | 10:00～12:00 | オンライン | 教育政策室 |
| | | 南部地区人権教育実践報告会 | 人権教育に関する実践事例報告 | 9:00～16:30 | クレアこうのす | 教育政策室 |
| 25 | 土 | | | | | |
| 26 | 日 | | | | | |
| 27 | 月 | 生徒指導・教育相談中級研修会 | 生徒指導・教育相談に係る事例研究・面接演習 | 9:00～16:30 | 教育センター | 教育政策室 |
| | | 第1回いじめ問題対策連絡協議会 | 庁内関係部局と戸田市のいじめ状況等について連絡・協議 | 10:00～11:00 | 戸田市役所大会議室 | 教育政策室 |
| | | 授業の根幹研修 | 単元ベースの授業づくりについて学ぶ研修 | 9:00～12:00 | 教育センター | 教育政策室 |
| 29 | 火 | | | | | |
| 29 | 水 | | | | | |
| 30 | 木 | 生徒指導・教育相談中級研修会 | 生徒指導・教育相談に係る事例研究・面接演習 | 9:00～16:30 | 教育センター | 教育政策室 |
| 31 | 金 | 考え、議論する道徳指導法研修会 | 考え、議論する道徳の実現に向けた研修 | 9:00～12:00 | 教育センター | 教育政策室 |
| | | PBL研修会(初級～中級) | 課題解決に取り組むPBLに係る研修 | 13:30～16:30 | 教育センター | 教育政策室 |
| | | 幼保小中連携 特別支援教育・UD研修会 | 特別支援教育・UDに係る研修 | 9:00～12:00 | オンライン | 教育政策室 |

7月教育委員会関係[行事・講座等]日程表

| 日 | 曜日 | 行事・講座名 | 内 容 | 時 間 | 場 所 | 主管課 |
|----|----|----------------------|---|--|--------------------|-------|
| 1 | 水 | 林間学校(芦原小)～3日 | | | | 教育政策室 |
| 1 | 水 | 学校訪問(笹目東小) | | | | 教育政策室 |
| 1 | 水 | ちゅうおうとしょかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 1 | 水 | 韓国語講座(初級編) | ハングルとその発音、基本の会話を学びます | 10:00～11:30 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 2 | 木 | 学総県南大会 | | | | 教育政策室 |
| 2 | 木 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 3 | 金 | ととけっこの部屋 | 親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ | 10:30～11:00 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 3 | 金 | 赤ちゃんおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 | 10:30～11:00 | あいバル2階 和室 | 生涯学習課 |
| 4 | 土 | ちゅうおうとしょかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 4 | 土 | おはなしの部屋 | 読み聞かせ、昔話などの語り | 15:00～15:30 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 5 | 日 | パルシアターと かみただおはなし会 | 映画と絵本の読み聞かせ | 10:30～11:30 | あいバル3階 研修室 | 生涯学習課 |
| 5 | 日 | ダンボールドームのプラネタリウム | ダンボールで作った直径3mのドームに星を映して学芸員が解説する | 10:30～11:30 14:00～15:00 | 彩湖自然 学習センター | 生涯学習課 |
| 6 | 月 | | | | | |
| 7 | 火 | 学校訪問(戸田東中) | | | | 教育政策室 |
| 7 | 火 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 8 | 水 | ちゅうおうとしょかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 8 | 水 | 韓国語講座(初級編) | ハングルとその発音、基本の会話を学びます | 10:00～11:30 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 9 | 木 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 10 | 金 | 赤ちゃんおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 | 10:30～11:00 | あいバル2階 和室 | 生涯学習課 |
| 11 | 土 | ちゅうおうとしょかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 11 | 土 | 図書館映画会 | 「ピーターラビット」 | 10:30～ | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 11 | 土 | スマホ・パソコン質問コーナー | パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談 | 13:00～16:00 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 11 | 土 | 【市民大学講座】 人権講演会 | 「子どもに求められる『生き抜く力』とは～どん底からはい上がった家庭教師から学ぶ～」 | 14:00～15:30 | 文化会館3階 304会議室 | 生涯学習課 |
| 12 | 日 | 開校記念日(喜沢中) | | | | 教育政策室 |
| 12 | 日 | 絵本カフェ ～みんなで読書会～ | 本をテーマにおしゃべりを楽しむ。テーマ「ハリーポッターと賢者の石」 | 14:00～15:30 | あいバル2階 キッチンスタジオ | 生涯学習課 |
| 12 | 日 | 昆虫ウォッチング:夏 | 彩湖周辺の昆虫と自然を学芸員と一緒に観察する | 9:30～11:30 | 彩湖自然 学習センター | 生涯学習課 |
| 13 | 月 | 学校訪問(戸田中) | | | | 教育政策室 |
| 14 | 火 | 林間学校(美女木小)～16日 | | | | 教育政策室 |
| 14 | 火 | 学校訪問(喜沢小) | | | | 教育政策室 |
| 14 | 火 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |

| 日 | 曜日 | 行事・講座名 | 内 容 | 時 間 | 場 所 | 主管課 |
|----|----|--|--|--|--------------------|-------|
| 14 | 火 | 「地元人気店のシェフが教える夏のイタリア料理」 ～季節の食材を使ったメニュー～ | ピッツェリア オオサキ本店のシェフから肉料理、スバゲッティ及びデザート作り方を学びます | 10:00～13:00 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 15 | 水 | ちゅうおうとしゃかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 15 | 水 | 韓国語講座(初級編) | ハングルとその発音、基本の会話を学びます | 10:00～11:30 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 16 | 木 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 17 | 金 | 小学校前期前半終了 中学校1学期終業式 | | | | 教育政策室 |
| 17 | 金 | こっこのへや | 親子で楽しむ絵本の読み聞かせとわらべうた | 10:30～11:00 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 17 | 金 | 赤ちゃんおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 | 10:30～11:00 | あいバル2階 和室 | 生涯学習課 |
| 18 | 土 | 学総陸上県大会 | | | | 教育政策室 |
| 18 | 土 | ちゅうおうとしゃかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 18 | 土 | 図書館映画会 | 「不思議の国の数学者」 | 14:00～ | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 18 | 土 | みささのおはなしほけっと | 絵本の読み聞かせ、手遊びなど | 11:00～11:30 | 美笹公民館親子ふれあ | 生涯学習課 |
| 19 | 日 | 学総陸上県大会 | | | | 教育政策室 |
| 19 | 日 | かみとだおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、折り紙や工作など | 10:30～11:30 | あいバル3階 研修室 | 生涯学習課 |
| 19 | 日 | 絵本と読み聞かせと夏休みスペシャル工作 | 絵本の読み聞かせと夏休みスペシャル工作 | 10:30～11:30 13:00～14:00 | あいバル1階 多目的室 | 生涯学習課 |
| 19 | 日 | スマホ・パソコン質問コーナー | パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談 | 13:00～16:00 | 新曽公民館 | 生涯学習課 |
| 20 | 月 | 海の日 | | | | |
| 20 | 月 | 読書カフェ～ゆるっとビブリオバトル編～ | ビブリオバトルを通してゆるく楽しく本の話を楽しもう！見学も可 | 14:00～16:00 | あいバル1階 多目的室 | 生涯学習課 |
| 21 | 火 | 林間学校(新曽北小)～23日 | | | | 教育政策室 |
| 21 | 火 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 22 | 水 | ちゅうおうとしゃかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 22 | 水 | 骨格標本をつくらう！ | 手羽先で前肢(翼)の骨格標本を作り、観察ノートを作ります。 | 10:00～11:30 | あいバル2階 キッチンスタジオ | 生涯学習課 |
| 22 | 水 | 韓国語講座(初級編) | ハングルとその発音、基本の会話を学びます | 10:00～11:30 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 23 | 木 | 林間学校(新曽小)～25日 | | | | 教育政策室 |
| 23 | 木 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 24 | 金 | 図書館映画会 | 「羅生門」 | 17:30～ | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 24 | 金 | みんなでバルのひろば | 前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など、後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。 | 10:30～11:30 | あいバル3階 軽体育室 | 生涯学習課 |
| 25 | 土 | 子ども大学とだ | 入学式、講座(金融経済教育推進機構職員に学ぶ「チャレンジ!おかしな株式会社」～ワークを形にする、はじめての会社経営～ | 10:00～11:40 | 新曽公民館 | 生涯学習課 |
| 25 | 土 | ちゅうおうとしゃかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 25 | 土 | 彩湖 わくわく2Days | 当日参加できるワークショップを多数開催 | 10:30～11:30 13:30～15:30 | 彩湖自然 学習センター | 生涯学習課 |
| 26 | 日 | 彩湖 わくわく2Days | 当日参加できるワークショップを多数開催 | 10:30～11:30 13:30～15:30 | 彩湖自然 学習センター | 生涯学習課 |
| 27 | 月 | 林間学校(笹目小)～29日 | | | | 教育政策室 |
| 27 | 月 | めざせ！ ジュニアライブラリアン | 図書館の「法」入門講座。前半は行政書士による座学、後半は図書館仕事体験。 | 14:00～16:00 | あいバル3階 研修室 | 生涯学習課 |

| 日 | 曜日 | 行事・講座名 | 内 容 | 時 間 | 場 所 | 主管課 |
|----|----|------------------|---|--|--------------------|-------|
| 28 | 火 | 託児サービス | 保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる | 9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分 | 中央図書館 視聴覚室 | 生涯学習課 |
| 28 | 火 | 絵本の読み聞かせ広場 | 絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など | 10:30～11:30 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 29 | 水 | ちゅうおうとしゃかんのおはなし会 | 絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど | 11:00～11:30 | 中央図書館 読み聞かせコーナー | 生涯学習課 |
| 29 | 水 | 骨格標本をつくろう! | 手羽先で前肢(翼)の骨格標本を作り、観察ノートを作ります。 | 10:00～11:30 | あいバル2階 キッチンスタジオ | 生涯学習課 |
| 29 | 水 | 韓国語講座(初級編) | ハングルとその発音、基本の会話を学びます | 10:00～11:30 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 29 | 水 | 昆虫標本をつくろう | 甲虫やチョウの標本をつくる | 10:00～12:00 | 彩湖自然 学習センター | 生涯学習課 |
| 30 | 木 | 子ども水彩画教室 | 小学3～6年生を対象に夏休みの思い出をデッサンし絵の具で描きます。 | 10:00～12:00 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |
| 31 | 金 | 子ども水彩画教室 | 小学3～6年生を対象に夏休みの思い出をデッサンし絵の具で描きます。 | 10:00～12:00 | 下戸田公民館 | 生涯学習課 |

教育委員提案

令和8年第6回教育委員会(定例会)

令和8年6月18日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

| | |
|-------------------------|---|
| 水泳授業について（指導方法、設備等）…………… | 1 |
| （教育政策室） | |

水泳授業について（指導方法、設備等）

戸田市教育委員会
教育政策室

県内児童の泳力の状況

対象：各教育事務所管内の抽出校
(全小学校の約20%)の第5・6学年

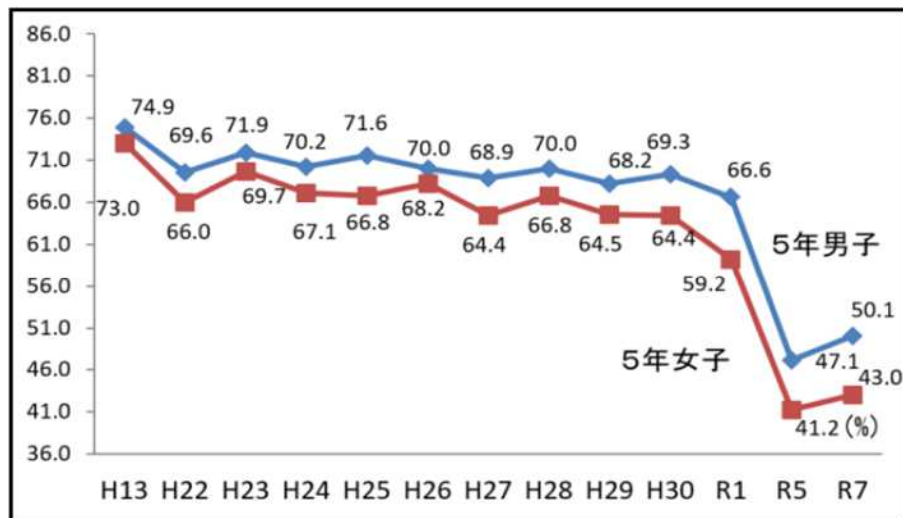


図1 クロールで25m以上泳げる児童の割合（5年生）

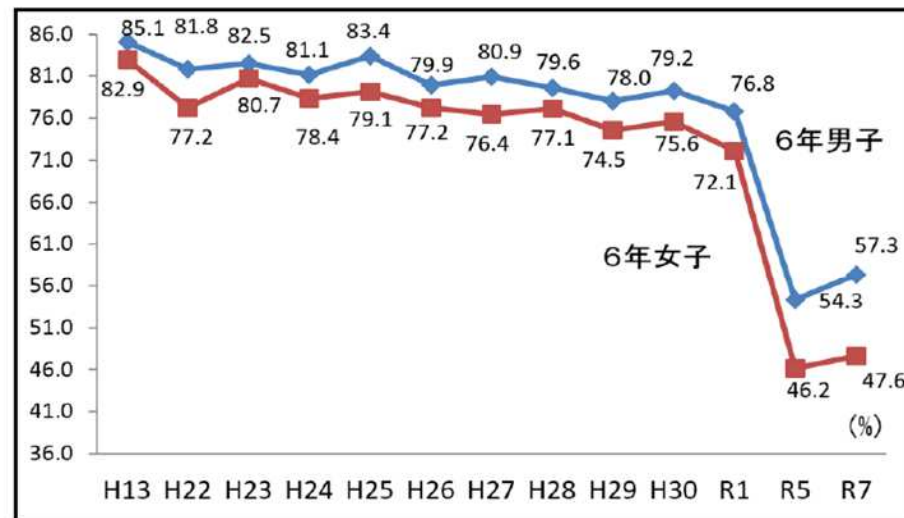


図2 クロールで25m以上泳げる児童の割合（6年生）

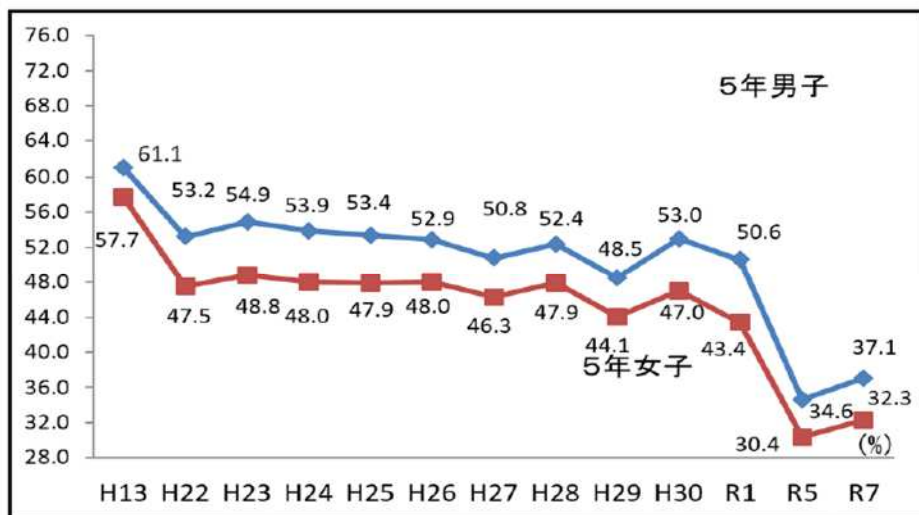


図3 平泳ぎで25m以上泳げる児童の割合（5年生）

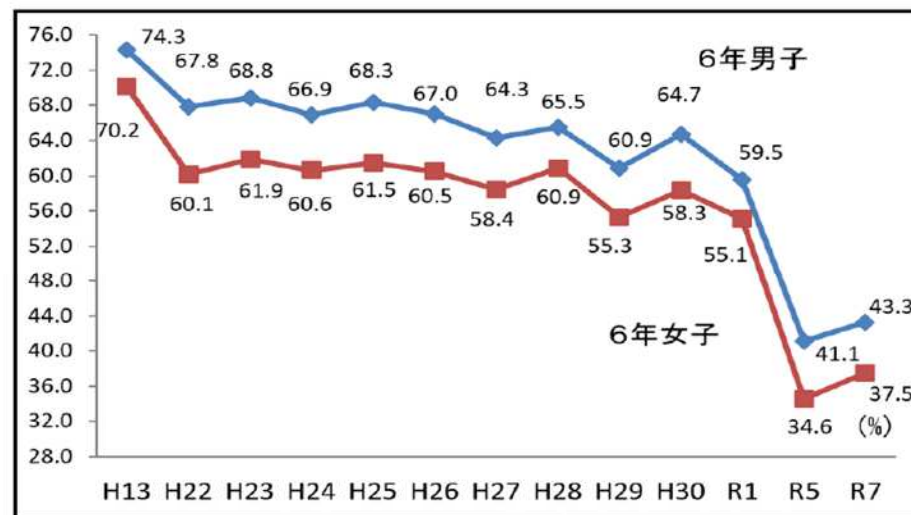

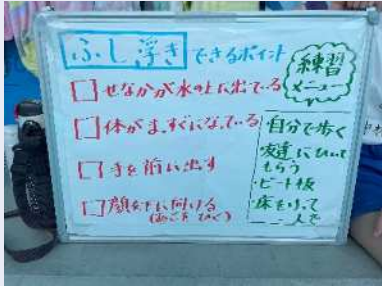



図4 平泳ぎで25m以上泳げる児童の割合（6年生）

これまでは抽出校による隔年実施のため、戸田市のデータはない
令和8年度は県内小学校の全校で実施

発達段階による指導の系統性

| | 領域の構成と指導のポイント | 具体的な学習活動 |
|-----|---|--|
| 低学年 | <p>水遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の中を移動する運動遊び ・もぐる・浮く運動遊び <p>「水に慣れ、楽しむ」</p> | <p>水の中を歩く・走る、顔をつける、水中で息を吐く、だるま浮きなどで水に慣れる</p> <p>もぐったり浮いたりする体験を通じて、全身で水と遊ぶ楽しさを味わう</p>  |
| 中学年 | <p>水泳運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮いて進む運動 ・もぐる・浮く運動 <p>「泳ぎの基礎を身に付ける」</p> | <p>けのび、ばた足、かえる足泳ぎなどの初歩的な動きを身に付ける</p> <p>もぐったり浮いたりすることに慣れ、泳ぎにつながる感覚を養う</p>  |
| 高学年 | <p>水泳運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロール ・平泳ぎ ・安全確保につながる運動 <p>「泳法の習得と安全確保」</p> | <p>クロールと平泳ぎの技能を向上させ続けて長く泳ぐ</p> <p>水難事故防止の安全確保につながる動きを学ぶ</p>  <p>戸田市消防署と連携した着衣泳の授業 (美谷本小学校)</p> |
| 中学校 | <p>水泳運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロール ・平泳ぎ ・背泳ぎ ・バタフライ <p>「泳法の改善と自己解決」</p> | <p>クロール、平泳ぎ、背泳ぎなどの泳法を洗練させて効率よく続けて長く泳ぐ</p> <p>科学的なアプローチで課題を解決する力や、水難事故防止の自己保全および救助の心得を学ぶ</p> |

指導力向上に向けた取組（水泳実技伝達講習会）



【実技】

10 クロール

- ①陸上で腕の動きと呼吸のしかたを確認
- ②スタンドプル
- ③板付き片手クロール
- ④キャッチアップ

〈腕〉
・ももをタッチ
※手のひらで水をぐんと押す
・上に回す
・伸ばしている手にタッチ



〈呼吸〉
・左腕と耳をつけたまま
・顔を上げすぎない
（口が出ればいい）

県の講習会を受講した教員が
講師となって、各学校の代表教員に伝達

それぞれ自校で伝達

指導方法の工夫の例

【ICTの活用】

(事前に) 手本動画を見る

泳ぎを撮影する

動きを確認する



【習熟度別学習】

泳力や泳法など、個々の進度に応じてコースを選択

ペアになって補助し合ったり、教え合ったりしながら学習する



水泳授業民間委託について



実施校：戸田南小学校
理由：プール老朽化のため
場所：ジェクサー戸田公園（徒歩3分）
時期：5月～12月
回数：各学年4回（8時間相当）



【メリット】

指導の充実：スイミングスクールの専門コーチによるきめ細やかな指導

環境の改善：屋内プールのため、天候不良や熱中症の心配がない

負担の軽減：プールの維持管理や指導の負担が減る 学習評価は教員が実施

【課題】

プールまでの距離が遠い場合、移動に時間がかかり、授業時数確保が難しい
徒歩での移動が難しい場合は、借上げバスの確保や費用が課題となる
受け皿となる施設が少なく、全校での事業展開がすぐに実現できない

屋外プールの安全・暑さ対策の例

プールサイドに
水筒持参

活動前に
プールサイドに散水

適宜注水して
水温を調整

見学者は日陰で見学
または別室で学習

涼しい時期や
涼しい時間帯に実施

暑さを避けて
2学期プール開始

一部に
簡易テント設置

保護者ボランティア
による見守り

報告事項

令和 8 年第 6 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 6 月 1 8 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員会室

1 報告事項

ページ

| | |
|---------------------------------------|----|
| 令和8年6月戸田市議会定例会について…………… | 1 |
| (教育総務課) | |
| 校外行事や部活動におけるバスの利用や手配の状況、安全管理について…………… | 8 |
| (教育政策室) | |
| 令和8年度「子ども大学とだ」について…………… | 11 |
| (生涯学習課) | |
| 戸田かけはし高等特別支援学校令和8年美術作品展の開催について…………… | 12 |
| (生涯学習課) | |
| その他 | |

令和8年6月戸田市議会定例会について(自2026.5.28 至2026.6.19)

1. 一般質問(再質問を除く)

質問者:宮内 そうこ 議員

件名:戸田南小学校の工事について

質問要旨:

(1)現在の工事の進捗状況と今後のスケジュールについて伺う。

答弁者:教育部長

(1)戸田南小学校増築工事については、児童数の増加に伴い、通常学級及び特別支援学級の教室を確保するとともに、自校式の給食調理場等を整備するものである。工事の進捗状況については、建物の基礎工事が完了し、現在は躯体工事に取り組んでおり、予定どおり進捗している。

今後のスケジュールについては、来年1月末に増築校舎が完成したあと、所要の準備を進め、新年度から新たな増築校舎での学びを開始するとともに、自校式給食調理場やリニューアルした図書室の利用を開始する。また、来年2月には、現在利用を停止している西門の利用を再開するとともに、その後7月末までに、既存プレハブ校舎の解体を含む全ての工事が完了する予定となっている。

議員御指摘の工事における安全管理については、関係法令等に基づき、強風や大雨などの悪天候時には速やかに作業を中断するなど、事故の未然防止を徹底している。加えて、2週間に1度、市職員、学校関係者及び施工業者による定例会議を開催し、工事工程の確認と併せて、安全管理について情報共有や連携を図っている。

質問者:むとう 葉子 議員

件名:包括的性教育と妊産婦への支援について

質問要旨:

(1)包括的性教育について。

義務教育課程において、「生命の安全教育」を含めた性に関する指導の内容は。

答弁者:教育部長

(1) 児童生徒が性に関して正しい知識を身に付け、自他の生命や尊厳を尊重し、健康で安全な生活を送ることができるようにすることは、大変重要なことであると認識している。

各学校では、学習指導要領に基づき、各教科等を中心に、児童生徒の発達の段階に応じた指導を行っている。例えば、小学校では思春期の体の変化、初経・精通や人の誕生について学び、中学校では、思春期の変化や生殖機能の発達により妊娠が可能となることなどについて学習している。さらに、体の発育・発達には個人差があることについては、小・中学校を通じて指導している。

文部科学省が推進している「生命(いのち)の安全教育」については、児童生徒を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための取組として、市教育委員会からも指導を推進するよう通知をしている。文部科学省が作成した動画教材等を活用して、低学年のうちから発達段階に応じた指導を実施している。動画教材の内容としては、自分の体は自分だけのもの一番大切なものであることや、自分も大切に、相手も大切にすることで、よりよい人間関係をつくることなどである。

加えて、「デートDV」に関する学習や「SNSの適切な利用」に関する学習については、各学校において、外部講師を招聘したり、動画教材等を活用したりしながら実施している。内容としては、相手に関することで悩んだ時の相談の仕方、相手を尊重した関わり方や上手な断り方、SNS等の利用の注意点等について、具体的な事例をもとに学ぶものとなっている。

令和8年第6回教育委員会会議資料

質問者:花井 あきこ 議員

件名:学校における熱中症対策について

質問要旨:

(1)登下校の熱中症対策について。

猛暑日や熱中症警戒アラート発令時における登下校対応について、現在の基準や運用状況は、ランドセルの重量軽減について、教育委員会としてどのような方針を持っているか。

(2)プール授業における熱中症対策について。

本市におけるプール授業中止の基準について、気温・水温・暑さ指数(WBGT)など、どの数値を基準として判断しているのか。

現在の直射日光を避けられる環境整備の設置状況と、今後の拡充についての見解は。

答弁者:教育部長

(1)現在の基準や運用状況、ランドセルの重量制限の方針について。

本市では、平成30年度に「熱中症予防に係る小・中学校の活動方針」を定め、気温35 またはWBGT 31 以上の時間帯は屋外活動を行わないこととしている。この基準をもとに、涼しい時間帯に屋外活動を行ったり、屋内での活動に変更したりするなど、各学校で柔軟に対応している。

令和6年度からは、登下校時の対策も強化し、日差しを遮る帽子の着用や、複数人での登下校、互いに声を掛け合って水分補給や休憩を促すといった具体的な行動について指導するよう、毎年度の初めに各学校に周知し、徹底を図っている。また、WBGT 33 以上の場合に発令される「熱中症警戒アラート」が予測されるときには、前日および当日の朝に学校へ通知されるシステムを運用している。アラート発令時には、活動内容を柔軟に変更するだけでなく、子供たちへの注意喚起や健康観察を一層強化している。

ランドセル等の重量負担につきましては、タブレット端末だけでなく、教科書や学用品を含めた携行品全体の負担軽減として考える必要があると認識している。本市では、通学時のかばんの重さによる子供たちの身体的負担を踏まえ、平成30年度から、いわゆる「置き勉」を認めている。現在では、家庭学習で使用しない教科書等を学校に置くことが定着している。また、特定の日に持ち物が集中しないよう、各学校に配慮を依頼している。タブレット端末については、家庭学習等に活用するため、持ち帰り可能な体制を整えているが、児童生徒の発達段階や一人一人の状況に応じた対応を行うなど、各学校で柔軟に運用しております。また、自宅にパソコンやインターネット環境がある場合には、学校の端末を持ち帰らず、クラウド経由で自宅の端末を利用して学習することも可能としている。

(2)本市におけるプール授業中止の基準、環境整備と今後の拡充について。

熱中症が心配されるプール授業実施の判断については、国や県の指針に基づき、気温が35度未満であること、WBGTが31度未満であることを基準としている。そのため、その基準を満たさない場合は、中止となる。

直射日光を避けられる環境整備の設置状況としては、現在、戸田東小・中学校において、屋内プールが設置されている。また、戸田南小学校において、近隣の民間施設を利用して水泳学習を行っている。

そのほかの学校については、プールサイドに常設の日除けを設置している。ただし、すべてのプールサイドをカバーすることは難しいことから、一部に簡易テントを設置したり、プールサイドへ散水したりすることで、プールサイドが高温にならないような工夫を行っている。

また、直射日光による肌への負担を軽減できるよう、ラッシュガードの着用を認めている。あわせて、水泳の開始時期を早めたり、2学期に実施したりすることで、暑さの厳しい時期を避ける工夫をしている学校もある。

環境整備の今後の拡充については、他自治体の様々な熱中症対策の事例を踏まえ、子供たちがより安全に活動できるよう、引き続き研究していく。

質問者:そごう 拓也 議員

件名:地域インフラとしての書店の活用と持続可能性について

質問要旨:

(1)市内の読書環境の現状認識と課題について。

書籍を手にとって選ぶ機会が物理的に減少している中、図書館、学校の納入の把握について。

(2)地域インフラとしての書店の役割と連携について。

図書館、学校の図書・雑誌購入において、競争性・公平性に配慮しつつ地域の読書環境の維持や地元書店との連携について。

令和8年第6回教育委員会会議資料

答弁者: 教育部長

(1) 近年、デジタル化の進展やオンライン販売の普及等により、書籍の購入方法は多様化している一方で、実際に書籍を手に取り、内容を確かめながら選ぶ機会は、全国的にも減少傾向にある。

こうした中、書店は、市民が身近に本と出会い、読書への関心を広げる場の一つであると考えている。図書館及び学校における図書の購入については、戸田市市内業者優先発注実施方針に基づき、発注時において市内業者を優先して選定し、購入している。

また、図書館の運営は指定管理者が行っているが、業務仕様書において、物品の調達に当たり市内企業を優先して発注することへの配慮を求めており、仕様に基づき適切に購入を行っている。

今後も、競争性・公平性に留意しながら、市内事業者の活用に配慮し、読書環境の維持に努めていく。

(2) 書店は、市民が身近に本と出会い、知識や文化に触れる場であり、地域の読書文化を支える大切な役割を担っているものと認識している。図書館においては、令和8年3月に、イオンモール北戸田内の未来屋書店に、図書館で予約した図書を受け取ることができる取次所及び本を返却できるブックポストを設置した。また、同年5月には、おはなし会や絵本と音楽のライブイベントを実施するなど、図書館と書店がそれぞれの特性を生かしながら、市民が本に親しむ機会の充実に取り組んでいる。

さらに、戸田市民大学における関連図書の案内など、図書館利用と書店利用の双方につながるような周知・連携も進めている。

今後も、図書館や学校における図書購入に際しては、法令や市の方針に基づき、競争性・公平性を確保しつつ、市内書店の活用に配慮するとともに、図書館を中心に、地元書店との連携も図りながら、市民が本に親しむ機会を広げる取組を進めていく。

質問者: 河合 ゆうすけ 議員

件名: 喜沢小学校のカリキュラムについて

質問要旨:

(1) 授業カリキュラムの具体的な変更内容について。

(2) 新カリキュラムのメリット、デメリットについて。特に授業時間の短縮によって学力が低下するのではないか、という懸念について。

(3) カリキュラムの変更手続きの流れについて。

(4) カリキュラム変更についての事前の説明が不十分であると考えられる点について。

答弁者: 教育部長

(1) 喜沢小学校では、文部科学省から学習指導要領の改訂を見据えた「研究開発学校」の指定を受け、先進的な教育課程の編成・実施に取り組んでいる。

現在、次期学習指導要領を議論する国の審議会では、「全ての子供に一律の教育を行うこと」から、「子供たちの多様な個性や特性を前提に個々の興味・関心や課題に応じた教育」への転換を進めるために、時間割や各教科の授業のコマ数を学校の判断で柔軟に変えられる仕組みが検討されている。これを受けて、文部科学省が、柔軟なカリキュラム等を試行するために、全国の中から68校の研究開発学校を指定し、埼玉県内でも4校が指定されている。その4校が本市の学校で喜沢小学校もその1校となる。具体的な内容としては、これまで1コマ45分間の授業時間を40分間とし、1日5コマの授業を想定した場合、生み出した25分間を学校裁量の時間として、子供たちが個々のペースに合わせてじっくりと自分の学習課題に取り組む時間や、自分でテーマを決めて深く学ぶ探究的な学びの時間などに活用するものである。したがって、年間の総授業時数が減少するというわけではない。柔軟な教育課程の編成を進めることで、教師が学習の重点を整理しメリハリをつけて教える工夫ができ、多様な子供たちを前提に個に応じた指導と協働的な学習を一体的に充実させていく。

(2) メリットとしては、学校ごとに異なる地域や子供の実態、直面している教育課題に対し、生み出した時間を活用することができることである。この生み出した時間があることで、学校は、「自校の子供たちにどのような力を育てたいか」を自ら考え、主体性をもって独自の教育活動を展開していくことができる。また、子供たちにとっても得意なことにも、苦手なことにも、自分のペースでじっくりと取り組む時間ができる。喜沢小学校では、生み出した時間を主に全ての学習の土台となる「読み・書き・計算」の力を育む、国語と算数の指導に活用したり、児童が学びのテーマを決めて深く学ぶ探究的な時間として活用したりする計画である。

本研究は、国の議論を踏まえた研究であり、柔軟な教育課程の在り方を検討するもので、年間の総授業時数を減らすものではなく、現時点で、具体的なデメリットが生じるものとは考えていない。その上で留意点としては、柔軟な教育課程を進めるにあたり、生み出した時間で行った取り組みが、本当に子供のためになっているかを検証し、必要に応じて改善していくことが重要であると考えている。また、給食時間や下校時刻への影響については、日課表を工夫して、対応しており、給食は10分程度の後ろ倒し、下校時刻も大きな変更は生じていない。

引き続き、子供たちの実態に配慮しながら進めていく。

令和8年第6回教育委員会会議資料

答弁者:教育部長

(3)教育課程の編成については、「学校教育法施行規則」第43条で「小学校の教育課程は、学習指導要領に基づき、校長が編成する」と規定されている。また、「学習指導要領総則」で「各学校においては、法令及びこの章に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、児童生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」と規定され、校長の責任の下、学校が主体となって編成するものである。

本件は、文部科学省の「研究開発学校」として、現行の学習指導要領によらない特別の教育課程を編成するものであり、学校における検討・協議を踏まえ策定した研究計画を、国へ申請し、国の教育研究開発企画評価会議の厳正な審査を経て指定を受けたものである。

新しいカリキュラムを実施するに当たっては、昨年度から地域住民や保護者の代表が参画する学校運営協議会において、新日課や教育課程の柔軟化について協議を重ねて、年度末に承認を得ている。また、全保護者には、12月に校長名で研究開発指定に伴う40分授業の導入及び日課の変更について通知するとともに、昨年度新日課での試行を行い、2月の保護者懇談会において、校長から取組内容の説明をするなどして、導入を進めてきた。

(4)この取組を導入するにあたり、学校は、国の審査を得たうえで、学校運営協議会での協議や保護者説明会を行ってきた。一方で、新しい取組であることから、保護者の皆様の中には、趣旨や具体的な内容について、十分にイメージしにくい面もあったかもしれない。今後は、児童や保護者アンケートも実施しながら、取組の検証をするとともに、必要な情報を分かりやすくお伝えするよう努めていく。

質問者:河合 ゆうすけ 議員

件名:本市のいじめ対策について事前の対策、事後の対応について

質問要旨:

- (1)事前の対策について今後の市の方向性を問う。三権分立体制(教育的アプローチ・行政的アプローチ・法的アプローチ)や新条例の制定、より手厚い相談体制について。
- (2)事後の対応について問う。法律相談やオルタナティブ教育について。

答弁者:教育部長

(1)本市では、いじめの問題は極めて重要な課題であると認識し、学校及び教育委員会が中心となり、いじめ防止対策推進法等に基づく対応を徹底するとともに、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいる。いじめの疑いを把握した場合には、早期に事実確認を行い、被害を受けた児童生徒の安全・安心を確保するとともに、いじめの行為を止めることを重視して対応している。また、いじめの事案によっては、教育的な対応に加え、福祉、医療、人権、法的な視点など、複数の視点からの支援が必要になる場合もあることから、市長部局や弁護士等とも連携しながら対応している。

事前の対応としては、児童生徒がいじめを自分事として考え、いじめの被害者にも加害者にも傍観者にもならない態度を育むことが重要であると考えている。そこで、教育委員会では「戸田市いじめ根絶ピースプロジェクト」を策定し、いじめの防止に係る道徳の授業、生徒会等による児童生徒主体の啓発活動、弁護士による教職員向けの研修など、未然防止と早期対応に向けた取組を継続している。また、法的な視点からの確認が必要な事案については、教育委員会ロイヤール等に相談しながら対応している。市長部局においても、いじめを含む子供からの悩みや不安の相談窓口を設けており、必要に応じて教育委員会と市長部局が連携して対応している。さらに、毎年度、市長をトップとする「いじめ問題対策連絡協議会」において、こども健やか部、健康福祉部、医療センター、学校、教育委員会が、いじめに関する市内の現状を共有し、具体的な対応策の検討を行っている。

教育的アプローチ、行政的アプローチ、法的アプローチを組み合わせた体制については、いじめ対応を多面的に進める上で参考となる考え方であると受け止めている。

一方で、新たな制度や組織、条例の制定については、既存の相談体制や関係機関との連携、学校現場での実効性、職員の体制など、様々な整理すべき課題があると認識している。

本市としては、現在のいじめ問題対策連絡協議会や学校、教育委員会、市長部局、関係機関との連絡体制を基本としつつ、他自治体の事例を参考にしながら、本市の実情に即した対応の在り方について研究していく。

相談体制については、本市では、学校内外に複数の相談体制を設け、児童生徒や保護者が状況に応じて相談先を選択することができるよう体制を整えている。具体的には、全校にスクール・カウンセラーや相談員を配置するとともに、教育センターでの心理士相談や、LINEによる相談窓口も開設している。また、学校や教育委員会に直接相談しづらい場合も想定し、先程申し上げた市長部局において、戸田市次世代応援ポータルサイトTOCOTOCO(トコトコ)内に「こどもの相談窓口」を設けている。保育士、教員、子育てアドバイザー、社会福祉士などの資格をもつ家庭児童相談員が直接電話で相談を受ける体制を整えている。

一方で、相談窓口があることについて、児童生徒や保護者へ十分に伝わること、そして実際の相談につなげることが重要である。今後も、各相談窓口について、保護者等への案内など様々な機会を捉えて、さらにわかりやすい周知に努めていく。

令和8年第6回教育委員会会議資料

答弁者: 教育部長

(2)いじめを含め、学校や子供たちに関わることについて、市民からの法律に関する相談に対応するため、市役所に法律相談の窓口を設置し、相談体制を整えている。費用面での支援については、他自治体の事例を参考にしながら、本市の実情に即した対応の在り方について市長部局と連携しながら研究していく。

いじめを背景に学校生活に不安を感じる児童生徒についても、まず学校内での安全・安心の確保や環境整備を基本としつつ、本人や保護者の意向を丁寧に確認しながら、学びの継続や居場所の確信に向けた支援につなげている。

本市では、「戸田型オルタナティブ・プラン」に基づき、誰一人取り残されない教育の実現を目指して、不登校児童生徒等に対する多様な学びの場の確保に取り組んでいる。市内2施設に教育支援センターを設置するとともに、各学校にも校内サポートルームを設置し、多様な学びの場や居場所を提供している。これらの学びの場では、子供たちの居場所となるとともに、オンラインで授業を受けることや配置しているスタッフが学習のサポートを行っている。

引き続き、こうした学びの場や居場所を活用しながら、学校生活に不安を感じる児童生徒の学びが途切れないよう取り組んでいく。

質問者: 河合 ゆうすけ 議員

件名: 日本語初期指導教室運営業務について

質問要旨:

- (1) 詳細な内容説明について。
- (2) この事業の予算の積算根拠について。
- (3) 外国人が増える状況でこの事業の方向性について。

答弁者: 教育部長

(1)本市では、これまでも日本語指導を必要とする児童生徒数に応じた県の配置基準に基づき、市内小・中学校に日本語指導教員を配置するとともに、市独自にも日本語指導員を任用し、各学校において日本語指導を行ってきた。

一方で、このたび日本語初期指導教室を設置する喜沢小学校では、日本語指導の対象となる児童数が、令和4年度から令和7年度にかけて2倍以上に増加している。特に、県の教員配置数が決定する基準日以降に、海外等からの転入児童も多く、これまでの体制だけでは、来日直後等の児童への初期段階の日本語指導に十分対応することが難しい状況が見られた。

そこで、本事業では、喜沢小学校内に「日本語初期指導教室」を設置し、同じく対象児童数が増加している戸田第二小学校及び戸田東小学校も対象校としている。対象児童となる児童は、来日して間もない児童や帰国子女等、日本語能力が初期段階にある児童であり、学校生活を送る上で必要となる基本的な日本語や生活習慣、学校のきまり等について、一定期間、集中的に指導をするものである。

指導者は、業務委託により、日本語指導に関する専門性を有する者を配置し、教室の運営を行っている。日本語能力の向上を図るとともに、日本での基本的な生活習慣や日本文化の理解を促し、在籍学級での生活に円滑につなげることを目的としている。

このように日本語初期指導教室において集中的な支援を行い、在籍学級での生活や学習に円滑につなげることは、対象児童への支援であると同時に、すべての児童を含む、学級や学校全体の落ち着いた学習環境づくりや、望ましい人間関係づくりにもつながるものと考えている。

(2)本事業の予算については、日本語初期指導教室の運営業務に係る業務委託料として計上しているものである。積算に当たっては、これまでの日本語指導の指導実績や児童の実態、近隣自治体における同様の取組状況を参考にしている。具体的には、日本語能力が初期段階の児童が、学校生活を送る上で必要となる基本的な日本語を習得するまでに、80時間程度必要であることを想定している。そこで本事業では、配置された指導者が、おおむね1ヶ月程度で80時間の集中的な日本語指導を行うこととしており、その前後には、児童の日本語能力のレベルチェックや、在籍学級での支援につなげるための確認を行うものとしている。実施時期については、年度当初のほか、海外等からの転入が多く見込まれる9月及び1月を中心に対象児童を選定し、年間で100名程度の児童を対象とすることを想定している。

これらの想定をもとに仕様書を作成し、見積もりを徴取した上で予算を積算している。主な経費としては、日本語指導の専門性を有する指導者の人件費、対象児童などが使用する教材費、指導者の採用に係る費用、指導力向上に向けた研修費や通信費等を含めた運営管理費などである。

(3)本事業は今年度からの新規事業であることから、まずは、実施状況を検証していく。具体的には、児童一人一人の日本語能力の習得状況を把握するとともに、在籍学級での学習や生活への適応状況について確認していく。あわせて、対象校の教職員へのヒアリング等を通して、初期指導後の在籍学級での支援のつながりや、実施上の課題を把握していく。

今後については、対象児童数の推移や支援ニーズ、今年度の検証結果を踏まえ、対象校や実施方法も含め、日本語指導体制の在り方を検討していく。

令和8年第6回教育委員会会議資料

質問者: 浅生 和英 議員

件名: 家庭教育について

質問要旨:

- (1)本市における家庭教育支援の現状と方向性について。
- (2)家庭教育支援について。
家庭教育支援チームに対する市の認識と評価について。
家庭教育支援チームの立ち上げと活動支援について。

答弁者: 教育部長

(1)市では、家庭とは子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、保護者が子どもに対して行う家庭での教育は、すべての教育の出発点であると捉え、家庭教育に資する学習機会・情報提供の取組みを推進している。

具体的には、保護者や地域の方が自主的に、家庭での教育や子育てについて学び、情報交換などを行う「学習の場」として、家庭教育学級の実施を支援しており、著名な講師を招聘し、子育てに関する現代課題をテーマとする「家庭教育講演会」を毎年実施している。

また、就学時健康診断や入学説明会等、保護者が集まる機会を活用した親の学習講座やすこやか子育て講座において、講師の派遣手続きや講師謝礼の支出を市が実施することで、学校における家庭教育支援に係る取組みを後押ししている。

さらに、令和7年度からは、保護者がいつでもどこでも関心に応じて、気軽に子育てに関する情報を得られることや、子どもとのコミュニケーションのきっかけにつなげられることを目的とした、家庭教育ショート動画コンテンツ集「おうちでサクッと家庭教育動画」の運用を開始した。これまで9本の動画を作成し、市公式 Youtube チャンネルにて配信しており、令和8年度も引き続き庁内関係各課と協働して動画を作成していく予定である。

今後も子どもたちを取り巻く環境の変化を適切に捉え、家庭教育に資する取組みを支援していく。

(2)①家庭教育支援チームとは、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組みを行う自主的な集まりであり、チームの設置促進や各地域の取組状況の把握、効果的な事例の収集・情報発信などを目的に、文部科学省が登録制度を実施している。

令和8年4月末現在で、全国では489チーム、埼玉県では11チーム、本市では1チームが登録されており、それぞれが地域の実情に即し子育てや家庭教育の支援に向けて日々活動されることで、保護者が安心して子育てできる環境づくりに一定の効果があると認識している。

(2) 家庭教育支援チームの登録に当たっては、家庭教育支援チームが自身の活動拠点の所在する市区町村に登録申請書を提出したのち、当該市区町村が登録要件をすべて満たしているか確認した上で、都道府県を経由して文部科学省へ申請することになっており、家庭教育支援チームの登録申請があった際には、書類の作成や申請手続きのサポートなどを行っている。

一方で、本市では家庭教育支援チームの登録制度に登録せずとも、子育てや家庭教育の支援活動を行っている方々が数多くいると認識している。

今後も活動される方々が、地域の実情に即した家庭教育支援に取り組むことができるよう、立ち上げの支援と同様に活動支援についても相談に応じていく。

質問者: 竹内 正明 議員

件名: 幼保小の架け橋プログラムについて

質問要旨:

- (1)事業の概要について。
- (2)期待される効果について。
- (3)今後の取組について。

答弁者: 教育部長

(1) 幼稚園や保育所から小学校へ就学する際には、子供たちを取り巻く環境が大きく変わる。例えば、遊びを中心とした環境を通じた学びから、時間割に沿った学習や集団生活へ移行することがあげられる。こうした変化にうまく慣れるまで時間がかかり、落ち着いて学習に向かうことが難しかったり、学校生活に不安を感じたりする状況は、いわゆる「小1プロブレム」として全国的にも課題となっている。

本市においても、これまで幼児教育・保育施設では「アプローチカリキュラム」、小学校では「スタートカリキュラム」を作成し、入学前後の接続期における子供の不安を和らげ、徐々に慣れていく取組を進めてきた。一方で、幼児教育・保育施設と小学校が互いに理解をより深める機会を充実させていく必要があると捉えていた。

そこで、本事業では、5歳児から小学1年生までの2年間を「架け橋期」と捉え、子供に関わる大人が立場を超えて連携し、幼児の育ちと小学校教育を円滑につなぐことを目的としている。県内では、川越市・さいたま市と本市の3自治体のみが、国の補助採択を受け、実施している。

令和8年3月議会の総括質問で答弁したとおり、市内の5つの地域にモデル園・モデル校を設定し、有識者等の指導助言を得ながら、双方のカリキュラムを一体的に改善・充実させる取組を進めている。具体的には、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、つながりを意識した内容に作り変えるため、教職員同士の相互理解を深める研修や、園児と小学生の交流活動を実施している。

令和8年第6回教育委員会会議資料

答弁者: 教育部長

(2)期待される効果として、大きく2つある。

1つ目は、「子供たちの姿の変容」である。本プログラムを先行して実施した自治体では、児童が安心感をもって学校生活をスタートすることができ、主体性を発揮する姿や友達と協働的に関わる姿が増加するなどの成果が報告されている。

2つ目は、「保育士や教職員、園や学校の保育・教育の充実」である。本プログラムのモデル地区では、幼児教育施設の教職員と小学校教員が合同で研修や授業参観等を行っている。その中で、幼児教育・保育施設と小学校が、実際の子供の姿をもとに国が示した「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や小学校入学後の学びや生活の様子について共有している。こうした視点を共有することで、小学校の教師は、子供たちが入学前にどのような遊びや生活、友達との関わりを通して育ってきたのかを理解し、幼児期の育ちを踏まえた指導や支援につなげることができる。また、幼児教育施設の教職員にとっても、自分たちの保育が、小学校以降の学びや生活にどのようにつながっているのかを意識する機会となり、日々の保育の質をさらに向上させるものと考えている。

このように市内の幼保小が連携して取り組むことで、子供を中心に据えた切れ目のない支援が進み、保護者の安心感にもつながるものと考えている。

(3)本市では、市内モデル園・モデル校において、今年度は、園児と小学生の交流や、教職員による幼児教育や保育・授業の参観、合同研修会などを実施し、「架け橋期のカリキュラム」を作成していく。

質問者: 山屋 佳代 議員

件名:本市の学校教育における、日本の伝統文化の取組について

質問要旨:

(1)本市の学校教育における、日本の伝統文化に関する学習の取組について。

答弁者: 教育部長

(1)グローバル化が進む現代において、改めて日本の伝統文化を深く知るために、学校教育でも、児童生徒が自国の伝統や文化に直接触れる機会は大変重要であると認識している。

各校の教育課程において、学習指導要領に基づき、各教科の中で日本の伝統文化に触れ、学ぶ機会を設けている。

具体的には、小学校3年生の社会科の授業では、身近な地域の文化財について調べ、探究する学習を行っている。また、上戸田氷川神社の力石や、ささら獅子舞について学んだり、沖内囃子保存会の方々を講師としてお招きし、演奏を聞いたり体験したりする機会を設けている。中学校の音楽の授業では、和楽器を奏でる授業実践が行われている。具体的には、琴に触れてその音色を楽しみ、伝統的な琴の曲「さくらさくら」を演奏することで昔の日本人の自然観に触れる機会となっている。

また、英語の授業では、「Discover Japan」と題して、生徒が外国人に紹介したい日本文化を選び、英文を書いてALTに紹介したり、紹介パンフレットを作成したりする活動に取り組んでいる。



一般質問の答弁の詳細については「戸田市議会本会議録画配信」をご覧ください。

校外行事におけるバスの利用について

学校が校外行事を実施する際、教育委員会に「校外行事承認願」を提出させています。その目的は、主に「児童生徒の安全・危機管理の徹底」「教育的意義の確認」にあります。

具体的には、以下のような重要な役割と目的があります。

1 児童生徒の安全確保と危機管理

- ・管理職による旅行会社の選定方法（複数社からの見積聴取、業者選定）、交通手段（貸切バスの安全性など）、宿泊先、活動場所、引率教員の人数や配置が適切かなど、行事の計画に不備がないかを第三者の視点で確認しています。
- ・大規模な自然災害（地震など）や事件・事故が発生した場合、教育委員会は「市内のどの学校の児童生徒が、現在どこにいるか」を把握し、適切な支援や情報提供を行っています。

2 教育的意義と計画の妥当性の確認

- ・校外行事が学校の教育目標や年間指導計画に沿ったものであり、明確な学習目的をもっているかを確認します。
- ・児童生徒の体力や発達段階に対して、スケジュールが過密すぎないか、休憩時間等が適切に取られているか等を確認します。

以上のように、校外行事承認願の提出は、児童生徒の安全確保とリスク・マネジメントとして機能させています。

校外行事の出発日には、「出発報告」、帰校時は「事後報告」を学校には報告させています。

実施までのスケジュール

| 時期 | 小・中共通 | 小学校 | 中学校 | |
|---------------|---|---|---|---|
| | 泊を伴わない 校外学習 (全学年) | 泊を伴う 修学旅行(6年) 林間学校(5年) | スキー教室 (1年) | 泊を伴う 修学旅行 (3年) |
| 前々年度 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・行先の決定 ・団体専用列車申込 ・複数社から見積りと企画書を取り、業者選定 |
| 前年度 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・複数社から見積りと企画書を取り、業者選定 ・旅行会社決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社決定 |
| 実施年度 (4月～) | <ul style="list-style-type: none"> ・複数社から見積りと企画書を取り、業者選定 ・旅行会社決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数社から見積りと企画書を取り、業者選定 ・旅行会社決定 | | |
| 約1か月前まで | <ul style="list-style-type: none"> ①校外行事承認願 校外学習施設使用料申請書(必要に応じて) 「しおり」 ・①～を教育政策室へ提出 | <ul style="list-style-type: none"> ①校外行事承認願 校外学習施設使用料申請書(必要に応じて) 「しおり」 ・①～を教育政策室へ提出 | <ul style="list-style-type: none"> ①校外行事承認願 校外学習施設使用料申請書(必要に応じて) 「しおり」 ・①～を教育政策室へ提出 | <ul style="list-style-type: none"> ①校外行事承認願 校外学習施設使用料申請書(必要に応じて) 「しおり」 ・①～を教育政策室へ提出 |
| 出発日 | <ul style="list-style-type: none"> ・出発報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・出発報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・出発報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・出発報告 |
| 帰校日 | <ul style="list-style-type: none"> ・事後報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・事後報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・事後報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・事後報告 |

様式 1

(あて先)

戸田市教育委員会教育長 様

〇〇小発第〇〇〇〇号

令和〇年〇〇月〇〇日

戸田市立〇〇〇小学校

校長 〇〇 〇〇

校外行事承認願

下記のとおり、校外行事(管内・**管外**)を実施したいので承認をお願いします。

記

| | | | |
|--|--|--|--------------------------------|
| 1 | 校外行事の名称 | 校外学習(第2学年) | |
| 2 | 行事の目的 | | |
| 3 | 目的地又は方面 | 鉄道博物館 | |
| 4 | 実施期日若しくは期間及び宿泊日数 | 令和〇年〇〇月〇〇日(〇曜) 〇時〇〇分から | 令和〇年〇〇月〇〇日(〇曜) 〇時〇〇分まで |
| 5 | 児童(生徒)1人当たりの旅費総額及びその内訳 | 旅費総額 〇〇〇〇円 (内訳) ・交通費(貸し切りバス代・有料道路料金・駐車料金) 〇〇〇円 ・見学料金 〇〇〇円 ・〇〇〇〇 〇〇〇円 ・その他諸経費 〇〇〇円 | |
| 6 | 参加学年、児童(生徒)数及び参加率 | 第〇学年 〇名 | 参加率〇〇% |
| 7 | 不参加児童・生徒の措置 | | |
| 8 | 引率者の人数 職・氏名 | 〇名 責 教頭 〇〇 〇〇 教諭 〇〇 〇〇 | 保 助教諭 〇〇 〇〇 教諭 〇〇 〇〇 |
| 9 | 旅行あっせん業者に依頼する場合は、業者名及びその営業所所在地・電話 | 小江戸観光社 TEL048-594-9009 所在地 埼玉県鴻巣市吹上富士見4-2-13 | |
| 10 | 旅館、弁当調整所に関する都道府県衛生主幹部長宛調査依頼状発送の有無及び発送年月日 | 有 (令和 年 月 日) | 無 |
| 11 | 引率者の勤務時間の割り振りの措置の有無 | 有 | 無 |
| 12 | 備考 | 雨天時の措置 | 雨天決行 |
| | | 給食センターへの連絡の有無等 | 有 ・ 無 ・ 自校方式 |
| | | しおりの有無及び提出予定日 | 有 無 令和 年 月 日提出予定 |
| | | 宿泊の場合の宿舎名及びその所在地・電話 | 宿舎 TEL 所在地 |
| 日程 学校発 8:50 - 鉄道博物館着 10:00 - 見学・昼食 - 鉄道博物館発 13:30 - 学校着 14:30 (14:45頃下校) | | | |

本件を承認する。

| |
|-------------|
| 許可番号 令8第●●号 |
|-------------|

戸田市教育委員会教育長 (公印省略)

令和8年●月●日

部活動におけるバスの利用や手配の状況、安全管理について

1 本市の現状について

部活動の移動手段については、これまでも原則として、徒歩及び自転車または公共交通機関を利用することとしている。ただし、大会等で勝ち抜いた時などやむを得ない場合に貸切バス等で移動することもある。その時は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている「貸切バス」業者を利用することとしている。

2 今般の事案を受けた教育委員会事務局の対応について

先月6日に発生した磐越自動車道で発生した新潟市の私立高校の運動部員が死亡したバス事故を踏まえ、教育委員会では以下のとおり対応している。

5月7日(木)

- ・市内各中学校に部活動移動時の安全確保の徹底について以下の点を再周知
 - ・旅客自動車運送事業の許可を得ていないバスの利用禁止
 - ・原則として移動手段は、徒歩及び自転車または公共交通機関
 - ・顧問が作成する活動計画を事前に学校管理職が確認すること
 - ・シートベルト着用の徹底
 - ・事故発生時の緊急連絡体制の確認

5月15日(金)

- ・県教育委員会の通知を受け、市内各小中学校長宛に通知。

5月22日(金)

- ・スポーツ庁等の通知を受け、市内各小中学校長宛に通知。

また、校長会においてもこれら通知も踏まえつつ、各校の安全管理体制について見直しが必要な視点がないか確認、検討を行う。

部活動地域展開による地域クラブ活動についても、同様の方針に沿って対応する。

| | | | |
|-----|--|----|---------------------|
| 1日目 | 入学式 金融経済教育推進機構職員に学ぶ「チャレンジ!おかしの株式会社」～ワクワクを形にする、はじめての会社経営～ | | |
| | 内容 子どもたちがお菓子の商品企画や、「会社経営」に挑戦する、体験型の学習プログラムです。自分たちでお金を動かすドキドキを通して、社会の仕組みや生きた金融リテラシーを楽しく身につけることができます。 | | |
| | 講師 子ども大学とだ学長(教育長) 講師 金融経済教育推進機構(J-FLEC) 芳賀 良 さん | | |
| | 日時 7月25日(土) 午前10時00分～午前10時10分 午前10時10分～午前11時40分 | 会場 | 新曽公民館 |
| 2日目 | 実験教室「ぺちゃんこ実験」～金属が潰れる!? 巨大な力が生む衝撃の瞬間～ | | |
| | 内容 産総研の主任研究員 竹下さんをお招きし、「ぺちゃんこ実験」を開催します。子どもたちが「科学って面白い・楽しい」と肌で感じ、科学の不思議に夢中になれるような、ワクワクするような学びの場を提供します。 | | |
| | 講師 国立研究開発法人産業技術総合研究所 量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター 主任研究員 竹下 直 さん | | |
| | 日時 8月8日(土) 午前10時00分～午前11時30分 | 会場 | 新曽公民館 |
| 3日目 | 君の知らない図書館・博物館がここに。バックヤード潜入体験! | | |
| | 内容 普段は入ることができない「中央図書館の書庫」や「郷土博物館の収蔵庫」を、特別に潜入し、めったに見られない場所をのぞくことで、子どもたちの好奇心や「もっと知りたい!」という探究心を刺激します。 | | |
| | 講師 中央図書館・郷土博物館職員 | | |
| | 日時 8月22日(土) 午前10時00分～午前11時30分 | 会場 | 中央図書館・郷土博物館 |
| 4日目 | 市制施行60周年記念 オープンキャンパス(特別講演) なるほど!空想科学～マンガやアニメの世界を科学する～ | | |
| | 内容 アニメや昔話などの世界を科学的に検証する「空想科学読本」の著者である柳田先生に、科学の楽しさや、ものごとの原理・しくみを追求する力などについて講演いただきます。 | | |
| | 講師 明治大学兼任講師・空想科学研究所主任研究員 柳田 理科雄 さん | | |
| | 日時 8月29日(土) 14時00分～15時30分 | 会場 | 新曽公民館ホール |
| 5日目 | 青山学院大学キャンパスツアー ～大学ってどんなところ?こんなところ!～ 講義体験、キャンパス見学、学食体験、パイプオルガン鑑賞など | | |
| | 内容 青山学院大学を訪問し、大学の講義やキャンパスツアー、パイプオルガン演奏の鑑賞など、普段の生活では触れられない体験をします。本物のキャンパスの雰囲気肌に触れることで、子どもたちの学びへの興味や、将来への視野を広げるきっかけをつくります。 | | |
| | 講師 青山学院大学職員ほか | | |
| | 日時 9月5日(土) 午前9時00分～17時00分 往復バス移動含む | 会場 | 青山学院大学 (青山キャンパス) |

戸田かけはし高等特別支援学校 令和8年美術作品展の開催について

開催要項

- 1 展示名称 戸田かけはし高等特別支援学校 令和8年美術作品展
- 2 開催趣旨 郷土博物館では近隣の埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校の協力を得て、同校生徒の制作によるアート作品の展示を令和4年から開催している。今回は、『竹取物語』に登場する「蓬萊^{ほうらい}の玉^{たま}の枝^え」をモチーフに生徒たちが制作した作品の展示を行い、来館者が気軽にアートに触れられる機会を提供する。
- 3 開催期間 令和8年7月18日(土)から8月30日(日)まで【40日間】
期間中休館日：7月27日(月)、31日(金)
8月10日(月)、24日(月)
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室
- 5 主催 戸田市立郷土博物館
- 6 協力 埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校
- 7 展示作品 「蓬萊^{ほうらい}の玉^{たま}の枝^え」 約63点
- 8 入場料 無料
- 9 対象 どなたでも
- 10 警備態勢 開館時：常設展示室監視員とは別に展示監視員1名を配置。来場者の人数カウントも行う。図書館・郷土博物館全館の警備員による定期巡回
- 11 広報活動 ・「広報戸田市7月号」お知らせ記事掲載
・ポスター掲示、チラシ配布依頼(市内各公共施設)
・館ホームページ、SNSでの周知
- 12 備考 作品の制作に当たっては、戸田かけはし高等特別支援学校校庭にあるメタセコイアの木の下伐採枝を素材として利用